

[事案 28-235] 契約無効等請求

・平成 29 年 10 月 10 日 和解成立

<事案の概要>

証券会社職員（募集人）から、契約時にリスクの説明がなされなかったこと等を理由に、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 6 月に契約した積立利率変動型個人年金保険（米ドル建）について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集人は、契約時に、本契約には 10%の利息が付き、元本割れはしないものであって、全くリスクがないと説明し、リスクについては何の説明もなかった。
- (2)募集人からクーリング・オフの説明がなかった。
- (3)80 歳代の高齢者に 30 年満期の保険を勧めるのは理解し難い。契約を急いで一回の面談で契約に至っていることや、親族の同意を求めなかったことも不適切である。
- (4)契約後、代理店に対してクーリング・オフの手続きをしたい旨を申し出たところ、契約日から 8 日目までクーリング・オフできる旨の回答がされた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、パンフレット、設計書、契約締結前交付書面等を使用して、リスクがあることやクーリング・オフも含め、契約内容を説明している。また、10%の利息が付く、元本割れはしない、全くリスクはないなどという説明はしていない。
- (2)本契約の年金は申立人の子が引き継いで受け取ることができるものであり、そのことを申立人も納得して契約した。
- (3)募集代理店がクーリング・オフの日付を混同し、誤った回答をしたのは事実であるが、申立人が募集代理店に申し出た時点で、すでにクーリング・オフ期間を経過していた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および申立人の子、募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が主張するような募集人の誤説明や説明不足等は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)募集代理店がクーリング・オフの期限について誤った日付を伝えたことにより、申立人に損害が生じたとは認められないが、2 度にわたり間違っただめに、申立人に無用な期待を抱かせ、不必要な手続きをさせたことが、本紛争を拡大させる一因となった。
- (2)クーリング・オフは契約締結前交付書面にもわかりやすく記載されており、2 度にわたり間違えたことから、募集人等に正確な知識があったかも疑問が生じる。
- (3)募集人は、本契約の提案当日に、申立人に契約の申込みをさせており、契約に関する説明時間は 30 分～1 時間程度であった。為替リスクや申立人が高齢であることも考慮すると、

短時間で本契約の内容を十分に理解させることができたか疑問である。保険会社の高齢者ルールに従った募集ではあるが、上記の点を踏まえると、いったん考慮期間において、あらためて申立人に対して説明をし、契約意思を十分に確認したうえで契約することが望ましい。